

# 農業農村整備事業の概要

## 農村振興局

平成20年11月12日

農林水産省

# 1 農業農村整備事業の概要

## 農業生産基盤整備

- ・農業生産に必要な水や農地の確保

農地の整備

農業水利施設の整備・更新



## 農村整備

- ・農村の定住条件の確保

農道の整備

農村の生活環境の整備

中山間地域の総合的整備



## 農地等保全管理

- ・農地や水の保全と農村地域の生命や財産を保全
- ・土地改良施設の管理

農地等の防災保全

施設の維持管理



## (参考) 食料・農業・農村基本法での位置付け

○農業農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」という食料・農業・農村基本法の4つの基本理念の実現を図るための施策。

### 食料・農業・農村基本法

#### 食料の安定供給の確保

- ・良質な食料の合理的な価格での安定供給
- ・不測時の食料安全保障

#### 多面的機能の十分な発揮

- ・国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承等

#### 農業の持続的な発展

- ・農地、水、担い手等の生産要素の確保と望ましい農業構造の確立
- ・自然循環機能の維持増進

#### 農村の振興

- 農業の発展の基盤として
- ・農業の生産条件の整備
- ・生産環境の整備等福祉の向上

#### 【食料・農業・農村基本法（農業生産の基盤の整備）】

第二十四条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 【食料・農業・農村基本法（農村の総合的な振興）】

第三十四条 国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

#### 【食料・農業・農村基本法（中山間地域等の振興）】

第三十五条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

## 2 事業のための手続き

- 土地改良法に基づいて実施される農業農村整備事業は、農家の申請と同意に基づき、受益者に一定の負担を求めて実施する仕組み。
- 都道府県、市町村との所要の調整等を了するとともに、第三者である学識経験者等の調査報告を得た後に公告 縦覧を行うなど、開かれた手続を経て事業を実施。

### (1) 申請主義、同意主義

土地改良事業は、原則として、受益農業者の申請、同意に基づき実施。

〔社会資本の形成を行うものであるが、農業者の私的財産である農用地の利用関係等に影響を及ぼし、農業者の負担もあるため。〕

【農家の申請・同意に基づき、関係者の意向を反映】

・事業実施の仕組み（国営の場合）

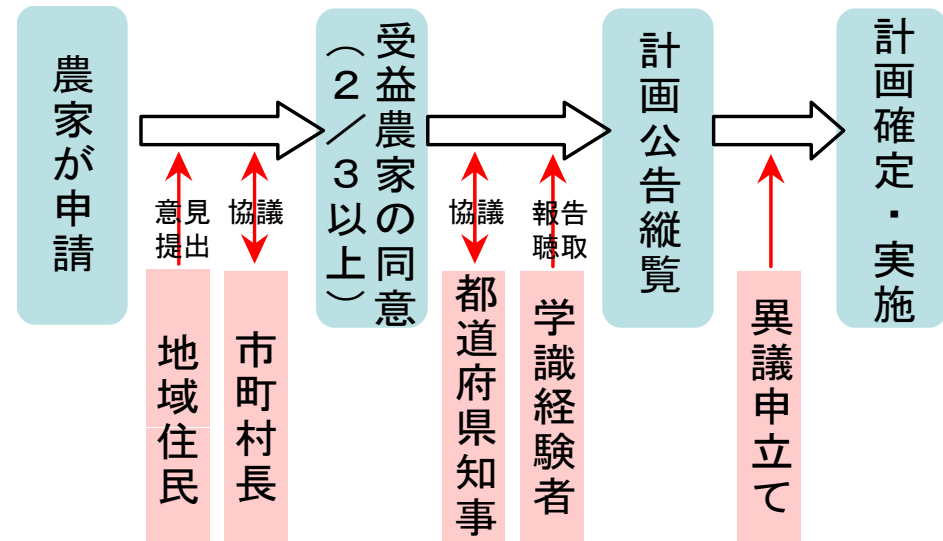
### (2) 3分の2同意と受益者負担の原則

土地改良事業は、事業参加資格者の3分の2以上の同意により事業を実施するとともに、受益者に一定の負担を求める。

〔土地・水系のつながりにより一定の地域内の土地を事業受益地に取り込む必要があるため。〕

○ 費用負担のガイドライン（内地、主な事業）

|    |           | 国   | 都道府県  | 市町村 | 農家    |
|----|-----------|-----|-------|-----|-------|
| 国営 | かんがい排水    | 67% | 17%   | 6%  | 10%   |
| 県営 | かんがい排水    | 50% | 25%   | 10% | 15%   |
|    | 経営体育成基盤整備 | 50% | 27.5% | 10% | 12.5% |



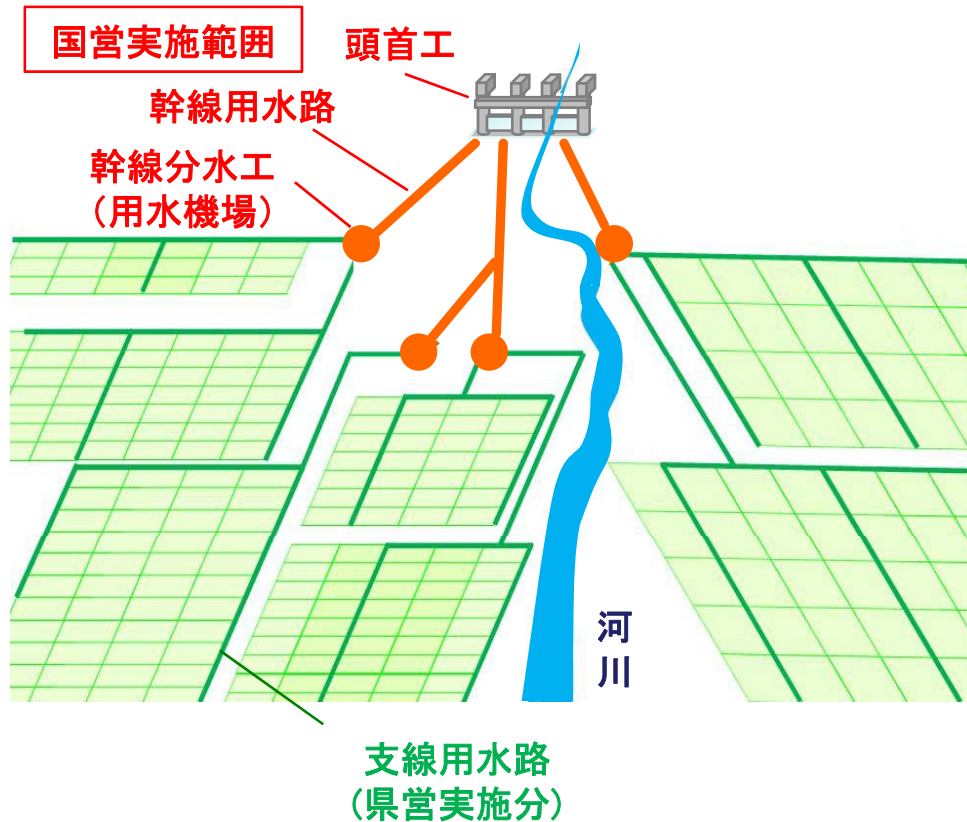
### (3) 地域の意向を踏まえた事業計画の策定・見直し

国県営事業の計画概要について、市町村長と協議するとともに、地域住民を含め広く意見を聴取する仕組みを法制化。

## (参考) 事業の仕組み

○ 農業農村整備事業は、事業の規模や性格に応じて、国(国営事業)、都道府県(都道府県営事業)、市町村、土地改良区等(団体営事業)の主体が役割分担して実施。

【事業主体区分の概念図】



【採択基準及び負担区分(農林水産省)】

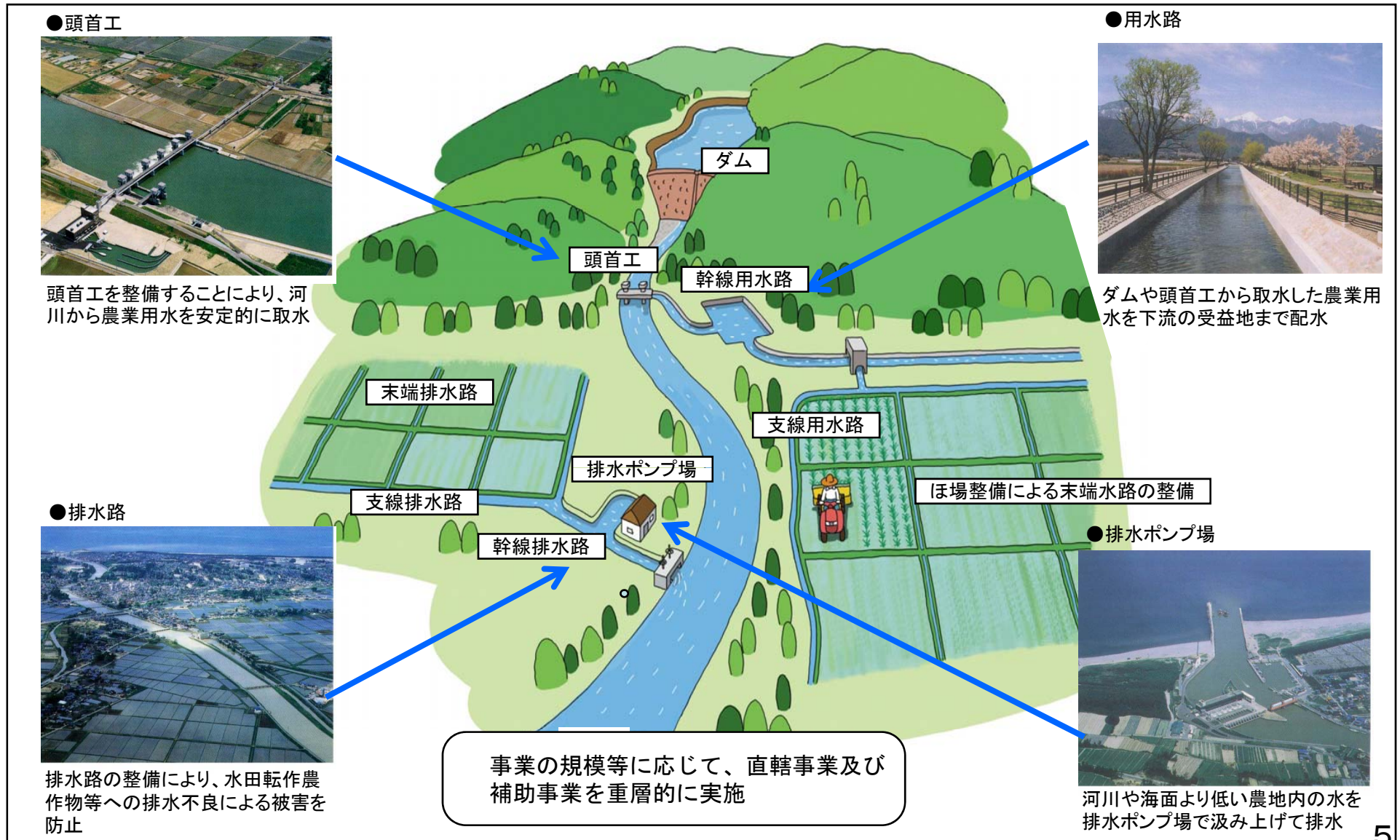
| 事業名             | 事業主体 | 受益面積                         |
|-----------------|------|------------------------------|
| かんがい排水事業        | 国    | 3,000ha以上<br>(畑かんは1,000ha以上) |
|                 | 県    | 200ha以上<br>(畑かんは100ha以上)     |
| 経営体育成<br>基盤整備事業 | 県    | 20ha以上                       |

### 3 農業水利施設の整備、更新

#### (1) 農業水利施設の概要

食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を防ぐための排水等のため、ダム、頭首工、用排水路、用排水機場等を整備。

これらは、食料の安定供給とともに、流域内での水循環を支えるなど多面的機能の発揮にも貢献。



## (2) 農業水利ストックの状況

○全国の農業用水路の延長は約40万km、農業生産に不可欠なストックを形成。

○その資産価値は約25兆円に達しており、これらの農業水利ストックの適切な保全管理と適時の更新が必要。

### 全国の基幹的農業用排水路

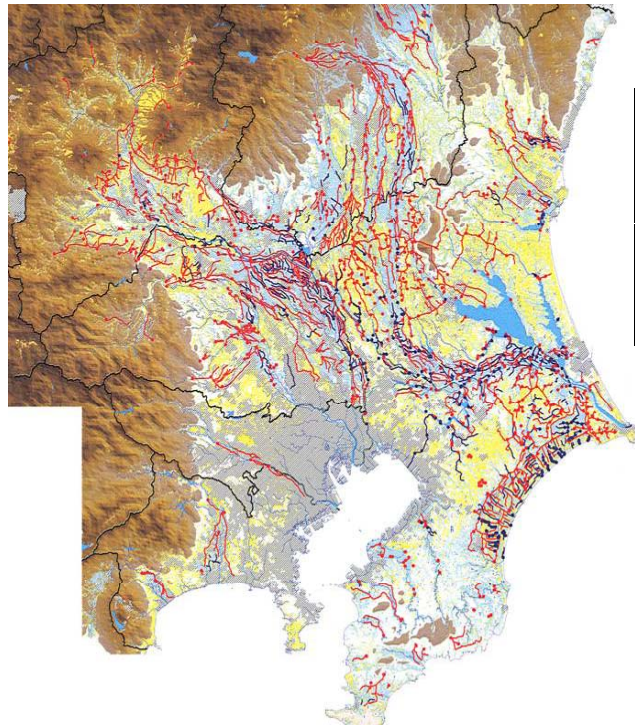
|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 農業用水路           | 約40万km<br>(地球約10周分) |
| うち基幹的水路         | 約4万7千km             |
| 基幹的施設<br>(頭首工等) | 約7千カ所               |

注: 基幹的水路とは、末端支配面積が100ha(東京ドーム20個分)以上の水路

(参考)

|      |          |
|------|----------|
| 一般国道 | 21,828km |
| 鉄道   | 20,050km |

資料: 一般国道は「道路ポケットブック2003」国土交通省(H15.11)  
 鉄道は「数字でみる鉄道2003」国土交通省(H15.10)  
 注: 鉄道はJR(旅客線のみ)の線路延長



### 農業水利ストック

- ・我が国の農業を支える「基幹的な農業水利施設」の資産価値は、**全国で約25兆円**(H14.3時点再建設費ベース)
- ・食料の安定供給と共に、農業・農村の有する多面的機能を維持していくため、順次更新を迎える農業水利ストックの適切な保全管理と適時の更新が必要

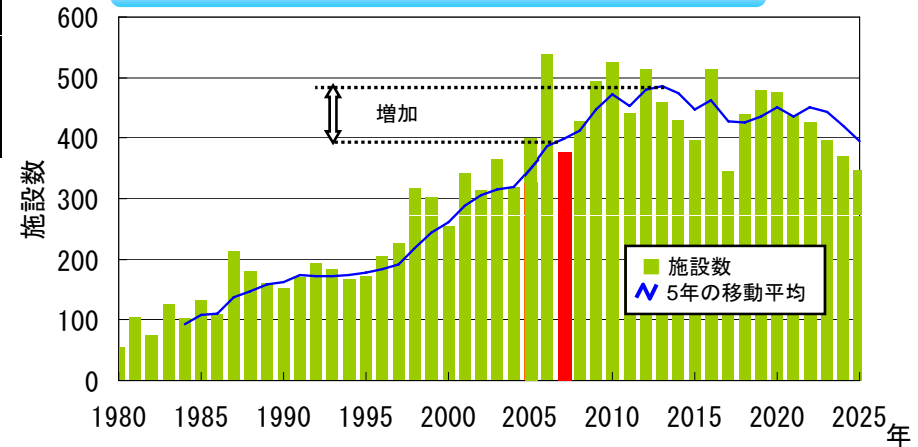


老朽化し、側壁が倒れかかっている幹線水路



更新整備した水路

### 耐用年数を迎える農業水利施設数の推移



注1: 基幹的農業水利施設とは、受益面積100ha以上のダム、頭首工、用排水機場、水路等の施設  
 注2: 上表は、土地改良事業の経済効果算定に用いる標準耐用年数を用い、耐用年数に達したものは更新されるものとして作成

資料: 「基幹水利施設整備状況調査」及び補足調査による推計(平成14年3月時点)

(参考) 老朽化による施設の破損事例



堤体が決壊し漏水したため池



継目損傷により漏水したサイホン



継手部が破損し水が噴出したパイプライン



流水による侵食が著しい頭首工



ライニングが崩落した水路トンネル



管の破損に伴う漏水により道路が陥没